

学校法人埼玉医科大学
埼玉医科大学短期大学
機関別評価結果

令和2年3月17日
一般財団法人短期大学基準協会

埼玉医科大学短期大学の概要

設置者	学校法人 埼玉医科大学
理事長	丸木 清之
学 長	丸木 清之
A L O	霜田 敏子
開設年月日	平成元年 4 月 1 日
所在地	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38

<令和元年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	母子看護学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉医科大学短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成30年7月2日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は「真に求められる、人間性、技術共に優れた医療技術者の育成」、「自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成」、「師弟同行の学風の育成」と明確であり、教育理念や指導体制に反映させている。学生及び教職員は建学の精神等が記載されている「行動のしおり」を携行し、意識付けの強化が図られている。

地域住民に対する公開講座や社会活動に関する授業科目の開講等を通じ、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

学科の教育目的及び教育目標を建学の精神、教育理念及び短期大学の教育目的に基づき確立している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについては、外部の有識者を交えた会議を定期的で開催し、確認している。

学科の学習成果は、教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針において、身に付けるべき六つの能力を「卒業時の特性の6項目」として定めている。

短期大学の三つの方針の下、学習成果の獲得を目標として掲げ、学科の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を関連付けて一体的に組織的議論を踏まえ定めている。これら建学の精神、教育目的・目標、三つの方針等はウェブサイトや配布物等を通じて学内外に表明されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、日常的に自己点検・評価を行っており、自己点検・評価活動に学生や教育委員会による外部評価の意見も取り入れている。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、学科の教育目的・目標に基づき定められており、卒業の要件、具体的な知識・技術・態度等を示している。同方針は、自己点検・評価委員会が中心となって、教育課程との整合性や社会的要請を踏まえ、定期的に点検している。

教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育内容については科目構造図と科目進度表に示し、順次性に配慮して体系的に編成されている。教育課程の見直しは、カリキュラム委員会を中心に定期的に行われている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を示しており、

学生募集要項やウェブサイトで表明されている。

学習成果の獲得状況を国家試験合格率、GPA 分布、学生や就職先へのアンケート調査等の量的・質的データを用い、測定する仕組みを有している。

学習支援の一環として各種オリエンテーションやガイダンスを実施している。また、グループアドバイザー制を設けており、成績不振者や臨地実習、国家試験対策、学生生活で悩む学生に対して個別に指導や支援を行っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を上回っており、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会発表や紀要への投稿等の研究活動を行っており、また、FD 活動を通じて授業・教育方法の質の向上に努めている。

事務組織は諸規程を整備しており、責任体制は明確である。学生の学習と生活支援の充実及び教職員の資質の向上に向けた SD 活動が実施されている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、各種施設・設備を整備している。学校法人設置の関連病院が隣接しているため、実習での移動時間の負担もなく連携が取りやすい環境である。

防災対策及び防犯対策については、諸規程を整備し、定期的な点検や消防防災避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティは当該法人の IT センターで管理されている。

財務状況は、経常収支は学校法人全体で過去 3 年間収入超過であるが、短期大学部門は過去 2 年間、支出超過である。第 4 次長期総合計画により計画的に事業運営に取り組んでいる。

理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事長は学長を兼任し、教学運営の最高責任者として、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めている。

監事は、寄附行為の規定に基づき適切に業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は私立学校法及び寄附行為の規定に従い適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に努める観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神や三つの方針等を記載した「行動のしおり」を作成し、学生及び教職員は名札ケースに入れ携行している。特に学生は毎週月曜の授業開始時に読み上げたり、授業のレポートを作成する際に活用するなど有効に活用し、建学の精神等を学生に認識させる工夫をしている。
- 卒業後1年目の卒業生が集う懇親会を毎年開催している。新人看護師は就職後3か月前後にリアリティショックに陥りやすいこともあり、教員や卒業後2～5年目の先輩との交流は卒業生への励みとなると同時に、建学の精神を卒業後も培う役割を担っている。
- ボランティア活動を通して地域・社会に貢献した学生に単位を認定する「社会活動」は、選択科目であるが多くの学生が履修しており、ボランティア活動を重視する風土が醸成されている。また、この科目の履修を機に、自主的・主体的にボランティア活動に参画する学生もおり、建学の精神の一つである「自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成」が具現化されている。

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価の一環として学生参画の会議を年1回実施している。学生の意見を踏まえ、環境改善を行っている。また、三つの方針を踏まえた教育活動の適切性について自己点検・評価報告書、授業評価アンケート、学生便覧を基に地元の教育委員会から意見を聴取している。このように教職員以外の関係者も自己点検・評価活動に参画し、その実効性を高めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 職業教育の効果測定について、卒業時、卒業後1年目及び3年目に看護技術到達度レベルの自己評価アンケートを実施している。また、就職先の所属部署の看護師長に対し、就職後1年目の卒業生の看護技術習得状況に関する他者評価アンケートも実施している。これらの結果を学内の授業改善や臨地実習の指導内容の検討等に生かしている。
- 学生も国家試験委員会の構成員となっており、模擬試験や学習の進捗状況の管理を行ったり、上級生が下級生に学習方法を指導する機会を設けるなど、国家試験対策に主体的に参画している。こうした取組みが学生のモチベーション向上につながり、国家試験の合格率は平成8年度以降、全国平均を上回っている。

[テーマ B 学生支援]

- 学習成果の獲得状況の質的データとして、専門科目ではミニッツペーパーを活用し、毎回の授業終了後に理解度の確認や授業の評価（感想や気づいたことなど）を学生に記

載してもらっている。これにより、学生の学習成果の獲得状況を確認するとともに、授業方法や学習環境等について点検を行っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神を確立し、教育理念や指導体制に反映させている。建学の精神はウェブサイト、学生便覧等を通じて学内外に表明されている。学生及び教職員は建学の精神等が記載されている「行動のしおり」を携行し、意識付けの強化が図られている。

地域住民に対する公開講座、高校生への正課授業の解放や幼稚園、保育所での出前講座を実施しており、また、社会活動の意義を学び、実際に活動を行う「社会活動」という科目を開講し多くの学生が履修しているなど、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

学科の教育目的を建学の精神、教育理念及び短期大学の教育目的に基づき学則に定めている。さらに三つの柱からなる教育目標を明示し、学内の掲示、配布物やウェブサイトでの明示等により、学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについては、外部の有識者を交えた「外部アドバイザー会議」を定期的に行い、確認している。

学科の学習成果は教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針の中で「卒業時の特性の6項目」として定められている。学習成果は配布物で明示し、ウェブサイト等により学内外に表明している。学習成果を学校教育法、その他関連法規に照らして定期的に点検している。

短期大学の三つの方針を定めるとともに、それらの方針を踏まえ学習成果の獲得を目標として掲げ、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。三つの方針は教授会やカリキュラム委員会等を中心に組織的議論を重ねて策定されている。三つの方針は学生便覧やウェブサイト等により学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は「自己点検・評価委員会規則」を定め、組織を整備している。自己点検・評価委員会を中心に、各教職員や学科、部署ごとの自己点検・評価及び各委員会活動により、自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書は毎年発行されており、全教職員への配布やウェブサイトを通じ公表している。自己点検・評価活動には外部アドバイザー会議、地元の教育委員会による外部評価や、学生からの意見も取り入れている。

学習成果の査定は、各科目の成績評価、GPA、ルーブリック、アセスメントテスト等を通じ行われている。査定の手法については、IR委員会を中心に定期的に点検している。教員は授業改善、FD活動や委員会活動等でPDCAサイクルを稼働させ、教育の向上・充実

に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、「卒業時の特性の 6 項目」として定める学習成果に対応し、学科の教育目的・目標に基づき定められており、卒業の要件、具体的な知識・技術・態度等を示している。卒業認定・学位授与の方針は、自己点検・評価委員会を中心に、教育課程との整合性や社会的要請を踏まえて定期的に点検している。

学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育内容については、科目構造図と科目進度表に示し、順次性に配慮して体系的に編成されている。シラバスには必要な項目が設けられ、「目的」、「到達目標」に各科目の学習成果を具体的に示している。教育課程の見直しは、カリキュラム委員会を中心に定期的に実施されている。なお、単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

授業科目区分「科学的思考の基盤／人間と生活・社会の理解」を教養教育科目として配置し、教養教育の内容と実施体制は確立している。教養教育と専門教育との関連性は、科目構造図及び科目進度表で学生に明示されている。

教育課程及び卒業要件は、看護師国家試験受験資格を満たしており、専門教育と教養教育を主体とする職業教育の実施体制を整備している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価として、履修していることが望ましい科目や経験していることが望ましい課外活動を明確に示している。同方針は学生募集要項に明示し、ウェブサイトで表明している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針に示す六つの能力を身に付けること及び看護師国家資格の取得であり、一定期間内での獲得は可能である。

学習成果の獲得状況については、GPA 分布、アセスメントテスト、国家試験の合格率等の量的データ、及び看護技術到達度に関する学生・卒業生による自己評価や就職先へのアンケート調査、外部アドバイザー会議での情報等の質的データを用い、測定する仕組みを有している。

教員は、授業科目の到達目標に応じて到達基準を明確にし、シラバスに示した到達目標及び評価方法に基づいて、学習成果の獲得状況を評価している。また、事務職員は、SD 活動や職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。

入学者に対して複数のオリエンテーションを実施し、学習や学生生活についての情報を提供している。入学時及び新年度には、シラバスや学生便覧を用いて主体的な学習方法や履修科目の選択のためのガイダンスを実施している。学習上の悩み等の相談に対する指導助言体制としてグループアドバイザー制を設けており、成績不振者、臨地実習、国家試験対策について個別指導を行っている。

学生生活については、学生部委員会が対応する体制を整えている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制が整えられており、また、学生はアドバイザー教員に学生生活の悩み等についても相談することができる。キャンパス・アメニティは、同一敷地内に併設大学等があることから、様々な機能を利用しやすい環境となっている。

主な就職先は学校法人が設置する関連病院であり、就職支援は法人関連の事務職員と短期大学の事務部学務課が連携し行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を上回っており、専任教員及び非常勤教員を適切に配置している。専任教員の職位は、教育実績、研究業績等、短期大学設置基準の規定を満たしており、ウェブサイト公表している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会発表や紀要への投稿等の研究活動を行っており、短期大学独自の特別研究助成金の制度も設けられている。また、科学研究費補助金や外部研究費の獲得を進めるなど、研究支援の更なる充実が期待される。

FD 活動については学校法人の「FD・SD 統括委員会運営規則」に規定し、FD 活動企画委員会が中心となって教育活動を改善する施策を検討し、実施している。専任教員は FD 活動を通じて授業・教育方法の質の向上に努めており、学生の学習成果の獲得が向上するよう学務課、庶務課、図書館と連携をしている。

事務組織は諸規程が整備され、責任体制は明確である。

SD 活動は、学校法人の「職員研修規程」及び「FD・SD 統括委員会運営規則」に従い実施されている。また、学生の学習と生活支援の充実及び教職員の資質の向上に向けた短期大学独自の SD 活動も実施されている。

教職員の就業に関する諸規程を整備しており、教職員は、学内ウェブサイトで見ることができる。教職員の就業は諸規程に基づいて適正に管理されている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、講義室、演習室、実験・実習室、機器・備品を整備している。短期大学の図書館に加え、同一敷地内に併設大学の附属図書館もあり、利用できるようになっている。学校法人が設置する関連病院が隣接しているため、実習での移動時間の負担もなく連携が取りやすい環境である。

施設設備や備品の維持管理は、施設部及び経理部が諸規程に従い適切に行っている。防災対策及び防犯対策については、諸規程を整備し、定期的な点検や消防防災避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティは IT センターで管理されている。

学内 LAN 及びコンピュータ実習室が整備されており、学生は情報技術向上のトレーニングを「情報科学」の授業で行っており、教職員は IT センターや「情報科学」の担当教員に相談できる体制がとられている。

財務状況は、経常収支は学校法人全体で過去 3 年間収入超過であるが、短期大学部門は過去 2 年間、支出超過であり、第 4 次長期総合計画により計画的に事業運営に取り組んでいる。

医療系短期大学として看護師・助産師を養成しており、社会への貢献も大きく、短期大学の将来像は明確である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神、教育目的・目標を踏まえ、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理し、寄附行為の規定に基づき理事会を適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は私立学校法及び寄附行為に基づいた構成となっている。理事長は学長を兼任し、自己点検・評価委員会の委員長として、認証評価に対する役割を果たす責任を負っており、理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。5年ごとに策定される長期総合計画は、理事会発表の基本方針を基に、各部署が主体的に計画・立案をし、全学を挙げて計画遂行に取り組んでいる。

学長は教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行い、職務遂行に努めている。寄附行為及び建学の精神に基づき、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めている。学長は、教授会を教授会運営規則に基づいて開催し、審議機関として適切に運営している。教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識を共有し、その下に各委員会を規程等に基づき設置し適切に運営している。

監事は、寄附行為の規定に基づき適切に業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に、理事会及び評議員会に提出しており、適切に業務を行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、シラバス等の教育情報及び計算書類、監事の監査報告書等の財務情報をウェブサイトで公表・公開している。